

平成 25 年度

事業計画書

公益財団法人警察育英会

平成25年度事業計画

平成25年度においては、定款に定める目的を達成するため次の事業を行う。

1. 奨学金給付事業

大学・高等学校等に在学する奨学生に対する奨学金の給付

(1) 奨学生総数

		学 資 金		学 用 品 代	
		大学生等	高校生等	中学生	小学生
学資金の支弁が著しく困難な奨学生	142 人	39 人 国公立 (5) 私 立 (34)	29 人 国公立 (17) 私 立 (12)	33 人	41 人
学資金の支弁が困難な奨学生	20 人	7 人 国公立 (1) 私 立 (6)	4 人 国公立 (2) 私 立 (2)	5 人	4 人
合 計	162 人	46 人	33 人	38 人	45 人

(2) 学資金の給与

ア 大学、高等専門学校（4年・5年課程）、専修学校専門課程にそれぞれ在学する奨学生

学資金の支弁が著しく困難な奨学生	国・公立 (月 23,000 円)	5 人
	私 立 (月 29,000 円)	34 人
	計	39 人
学資金の支弁が困難な奨学生	国・公立 (月 14,000 円)	1 人
	私 立 (月 21,000 円)	6 人
	計	7 人
合 計		46 人

イ 高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（3年以下課程）、専修学校（高等・一般課程）にそれぞれ在学する奨学生

学資金の支弁が著しく困難な奨学生	国・公立（月 15,000 円）	17 人
	私 立（月 23,000 円）	12 人
	計	29 人
学資金の支弁が困難な奨学生	国・公立（月 9,000円）	2 人
	私 立（月 14,000 円）	2 人
	計	4 人
合 計		33 人

(3) 学用品代の支給

ア 中学校に在学する奨学生

学資金の支弁が著しく困難な奨学生	（月 9,000 円）	33 人
学資金の支弁が困難な奨学生	（月 7,000 円）	5 人
合 計		38 人

イ 小学校に在学する奨学生

学資金の支弁が著しく困難な奨学生	（月 9,000 円）	41 人
学資金の支弁が困難な奨学生	（月 7,000 円）	4 人
合 計		45 人

2. 入学一時金の給与・就学用品代の支給事業

大学等及び小学校に入学した奨学生に対する入学一時金又は就学用品代の支給

(1) 対象奨学生総数

		大学等入学	小学校入学
学資金の支弁が著しく困難な奨学生	20 人	12 人	8 人
学資金の支弁が困難な奨学生	3 人	2 人	1 人
合 計		14 人	9 人

(2) 大学、短大、高等専門学校（4年に進級）、専修学校専門課程にそれぞれ入学時の一時金の給与

学資金の支弁が著しく困難な奨学生	国・公立	(50,000 円)	1 人
	私 立	(120,000 円)	11 人
	計		12 人
学資金の支弁が困難な奨学生	国・公立	(30,000 円)	1 人
	私 立	(50,000 円)	1 人
	計		2 人
合 計			14 人

(3) 小学校入学時の就学用品代の支給

学資金の支弁が著しく困難な奨学生	(60,000 円)	8 人
学資金の支弁が困難な奨学生	(43,000 円)	1 人
合 計		9 人

3. 相談業務

奨学生の健全な育成を図るために奨学生及びその保護者の方に意見を聴いたりするなどの面談等を行う。

4. 奨学生に対する広報事業

奨学生や保護者等の皆さんと育英会との心のふれあいや更なる交流を深める為

(1) 会報「やまびこ」を作成・配布
年2回 各2,500部

(2) 常に新しい情報をホームページに掲載